

鴨川市公告第1号

塵芥車パッカー(2 t)売却の制限付き一般競争入札の実施について

地方自治法第234条第1項の規定により、制限付き一般競争入札を次のとおり実施する。

令和5年1月17日

鴨川市長 長谷川 孝夫

1 制限付き一般競争入札に付する事項

- (1) 件名 塵芥車パッカー(2 t)売却
- (2) 引渡場所 千葉県鴨川市北小町2118番地 鴨川清掃センター
- (3) 引渡期限 令和5年3月13日
- (4) 物件の概要
  - 車名：日野
  - 車台番号：XZU600-0001020
  - 型式：SKG-XZU600X
  - 車体の形状：塵芥車
  - ※詳細は売却車両概要参照
- (5) 最低売却価格 340,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む)

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

本工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者でないこと又は同条第2項各号に該当すると認められる者にあつては、その事実があつた後、3年を経過した者。
- (2) 地方自治法第238条の3に定められた公有財産に関する事務に従事する者でないこと。
- (3) 公告日時点で、鴨川市内に本店事業所を有する法人であること。
- (4) 法人税、固定資産税、軽自動車税、消費税及び地方消費税等の滞納がないこと
- (5) 鴨川市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱(平成24年告示第167号)に基づき、役員等(法人の役員又は代表する者)及び個人について暴力団員等でない者。
- (6) 当該物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しない者であること。
- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員となっていない者。

### 3 入札参加資格の申請等

入札参加を希望する者は、次のとおり申請を行い、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 制限付き一般競争入札参加資格確認申請書の提出期間等

- ア 期間 令和5年1月17日から令和5年2月3日まで  
(土・日・祝日を除く)
- イ 時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- ウ 場所 鴨川市役所3階 企画総務部 管財契約課契約係(電話 04-7093-7830)
- エ 提出部数 1部
- オ 提出方法 持参

(2) 制限付き一般競争入札参加資格確認申請書については、鴨川市ホームページからダウンロードして使用すること。

(3) 入札参加資格の申請等に関する質問は、企画総務部管財契約課契約係にて前記日時内で随時受け付ける。

(4) 制限付き一般競争入札参加資格確認申請書及び添付書類の作成等に要する費用は申請者の負担とする。

(5) 申請書添付書類(いずれの書類も発行日より3ヶ月以内のもの)

なお、公告日時点で鴨川市入札参加業者資格者名簿に登載されている者にあつては、下記のうちア、イ、ウ、エの添付書類提出を省略することが出来るものとする。

- ア 法務局発行の印鑑証明書(代表者印)
- イ 法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書
- ウ 直近の市町村税の納税を証する書類
- エ 直近の法人税、消費税及び地方消費税の完納を証する書(納税証明書その3の3)
- オ 誓約書(鴨川市ホームページよりダウンロード、指定様式)
- カ 委任状(鴨川市ホームページよりダウンロード、指定様式)※委任の場合のみ
- キ 保管依頼書(鴨川市ホームページよりダウンロード、指定様式)

(6) 入札参加資格の確認結果通知

令和5年2月10日に電話又はFAXで通知すると共に、結果通知を郵便で送付する。

### 4 売却車両の公開

本入札に係る売却車両の公開を次のとおり行う。

- (1) 期間 令和5年1月17日から令和5年2月17日まで(土・日・祝日を除く)
- (2) 時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- (3) 場所 鴨川市北小町2118番地 鴨川清掃センター
- (4) 確認の申込み

売却車両は施錠しているため、車両を確認するには事前に、市民福祉部環境課清掃センターへ電話で申し込むこと。(電話 04-7093-5300)

(5) 売却車両を確認しなくても入札には参加できるが、その場合には本売却車両に関する全ての事項を了承しているものとみなす。

## 5 売却車両に対する質問

売却車両に対する質問がある場合は、書面により提出すること。(書式は、鴨川市ホームページよりダウンロードして使用すること)なお、提出方法は持参又はFAXによる。

(1) 質問期間 令和5年2月1日から令和5年2月3日まで  
(持参の場合土・日・祝日を除く)

(2) 時 間 午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 提出先 鴨川市市民福祉部環境課清掃センター

(鴨川市北小町 2118 番地 FAX 04-7092-4742)

(4) 質問に対する回答は、令和5年2月10日までに、FAXにより行うものとする。

## 6 入札の場所及び日時

(1) 場所 鴨川市役所 7階 会議室

(2) 日時 令和5年2月20日(月) 午後1時40分から

ア 郵便及び電報による入札は認めない

イ 入札開始時間に遅れた場合は、いかなる理由があっても失格とする。

## 7 落札の決定

(1) 上記日時及び場所において、入札参加者立会いのうえ開札を行うものとし、本公告記載の最低売却価格(税込)以上で最も高い金額を提示した者を落札者として決定する。

(2) 最高額を提示した者が複数となった場合には、くじ方式により落札者を決定することとし、この場合にはくじを辞退することは出来ない。

(3) くじの方式は、くじ棒によりくじを引く順番を決める予備抽選を行った後、その順番にしたがって本抽選を行うものとする。

## 8 入札保証金

免除とする。

## 9 入札に関する注意事項

(1) 入札書に記載された金額を落札価格とする。

(2) 入札金額は税込みで記入すること。なお記入はアラビア数字とする。

(3) 押印する印は実印(印鑑証明印)とする。

(4) 入札書の日付は令和5年2月20日とする。

(5) 入札書は当市指定の書式を使用するものとする。

(6) 入札書の金額の加除訂正はできないものとする。

- (7) 代理人が入札に参加する場合は、事前に提出した委任状に基づき、入札者と共に代理人の方の記名・押印が必要とする。
- (8) 入札書は封筒に入れ、表に件名及び入札者の所在地（住所）、業者名（氏名）を記入のうえ、申込時に提出していただいた印鑑登録された実印で封印して下さい。
- (9) 入札参加資格の確認結果通知を受けた後、入札を希望しない場合には、参加しないことができるので、入札前日までに入札辞退届を郵送又は持参により提出すること。

## 10 入札の執行

- (1) 資格確認の結果、資格を有すると認められた者が1人の場合においても、入札を実施する。
- (2) 入札を公正に執行することが困難と認めるとき、その他やむを得ない事情があるときは、入札を延期又は中止することがある。なお、この場合において、入札参加資格を有する者から異議申し立てをすることはできない。

## 11 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 本公告に示した入札参加者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札。または、入札参加資格有り確認された者であっても、確認後、入札参加者に必要な資格を失った場合には、入札参加者に必要な資格のない者として取り扱うものとする。
- (2) 入札書に記名押印がないとき。
- (3) 同一の入札に対して2通以上の入札をしたとき。
- (4) 入札金額及び入札者氏名等入札に関する要件を確認し難いとき。
- (5) 他の入札者の代理をしたとき又は2者以上の代理をしたとき。
- (6) 最低売却価格を下回る価格で入札したとき。
- (7) 代理人が入札する場合において、委任状の代理人使用印と異なる印鑑を押印した入札をしたとき。
- (8) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札をしたとき。
- (9) 入札金額を訂正した入札をしたとき。
- (10) 郵便・宅急便等により送付してきた入札。
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札

## 12 契約又は支払い及び引渡し

### (1) 契約

ア 落札者の決定後、7日以内に企画総務部管財契約課において売買契約を締結するものとする。なお、落札者が期限までに契約を締結しない場合には、当該落札はその効力を失うものとする。

イ 落札決定後、契約の締結までの間に、落札者が本公告 2 の各号に掲げる要件を満たさなくなった場合には、本契約を締結しないものとする。なお、この場合において市は、本契約が成立しないことによる補償等を行わないものとする。

ウ 契約締結後に鴨川市の責に帰すことができない事由により滅失及び毀損等が生じた場合、鴨川市に対して契約の解除及び売却代金の減額を請求することはできないものとする。

## (2) 支払い

ア 落札者は、契約日から 14 日以内に市が発行する納入通知書で売買代金を全額納付しなければならない。

イ 契約締結後、売買代金の支払いが指定日までに行われなかった場合には、落札物件の引渡しはしないものとする。

## (3) 引渡し

ア 車両に関する変更手続等（名義変更手続、車両登録番号の変更及び車両の運搬等）については、全て落札者の責任において行うものとする。

イ 落札者は、落札物件の名義変更手続前に、その物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできないものとする。

ウ 車両は一時抹消登録状態で引き渡すものとし、再登録及び車両の搬送にかかる経費は全て落札者の負担とする。また、引渡し車の移動等の搬送方法は、道路交通法等を遵守した方法で行い（牽引方法は不可）搬送中に事故等が発生した場合において、市は一切の責任を負わないものとする。

エ 引渡しを受けた後、速やかに落札者の名義に所有権を移転のうえ登録識別情報等通知書の写し又は車検証の写しを速やかに企画総務部管財契約課へ提出するものとする。

オ 引渡し後の不調・故障及び隠れた契約不適合について、市は一切の責任を負わないものとする。

## (4) 契約保証金

免除とする。

## 13 その他

(1) 入札参加に関する説明会及び売却物件の説明会は実施しない。

(2) 制限付き一般競争入札参加資格確認申請書等のヒアリングは実施しない。ただし、記載内容が不明確で入札参加資格を確認できない場合には、説明を求めることがある。

(3) 提出された制限付き一般競争入札参加資格確認申請書及び添付資料は、返却しない。なお、公表及び無断で使用することはしない。

(4) 入札者の氏名（法人の場合はその名称）及び金額は、鴨川市ホームページ等で公開するものとし、入札参加者は入札参加の申請書を提出した時点で、当該事項を公開することについて了承したものとする。

(5) 本入札及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る

ものとする。

(6) この公告に記載する事項以外の事項については、地方自治法、地方自治法施行令、鴨川市財務規則による。

#### 14 問い合わせ先

##### (1) 入札・契約に関する事項

鴨川市企画総務部管財契約課契約係

〒296-8601 千葉県鴨川市横渚 1450 番地

電話 04-7093-7830

##### (2) 売却車両に関する事項

鴨川市市民福祉部環境課清掃センター

〒296-8601 千葉県鴨川市北小町 2118 番地

電話 04-7093-5300

FAX 04-7092-4742